

令和5年あきる野市農業委員会 4月総会議事録

令和5年4月25日（火）午後3時00分、令和5年あきる野市農業委員会4月総会は、あきる野市役所別館3階、第1会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和、堀江建夫、大福哲也、唐澤啓治、長濱一郎、本郷朝次、橋本和夫、小川金二、栗原剛、嶋崎三雄、田中克博、山崎勇

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

松村敏郎、小田川篤雄、野崎忠、宮崎恒雄、田中英雄

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 青木邦彰 ・ 事務局次長 藤島和彦 ・ 事務局 山本典孝、森川朋紀

報告

第1号報告 職員の解任及び任命について

議事日程

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について

第2号議案 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について

第3号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第4号議案 旧農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定に基づく、農用地利用集積計画の承認について

開会 午後3時00分

(事務局長) それでは定刻になりましたので、令和5年あきる野市農業委員会4月総会を始めさせていただきます。本日議案にもございますとおり、農地法の一部改正に伴って取得要件の面積が撤廃されたことにより、かなり相談や、昔、仮登記していた方の所有権移転が大分増えてきておりまして、今回も0㎡からの方もおりますので、事務局としても相談内容等も煩雑化したり、様々なケースで誰を呼んで誰を呼ばないともありますので、全協でお時間が空くようであれば、調整をさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。それでは初めに甲野会長からご挨拶をお願いいたします。

(会長) はい。皆さま、こんにちは。お忙しいところ総会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。天候不順で昨日、今日とかなり寒い日が続いて、作物も心配なところだと思っておりますが、寒暖差が激しいと体調が悪くなったりしますので、コロナは下火になりつつありますが、また盛り返すという報道もございますので、ぜひお体にはお気をつけください。今、課長からお話がありましたように、下限面積の撤廃によりまして、本日も3条の案件が数件ございますが、今後、相談や申請が増えそうなので、増えて悪いということではないのですが、かなり農地が細分化されるという心配があるので、皆さん何かお知恵がありましたら、後でご意見いただきたいと思っております。では、よろしく願いいたします。

(事務局長) 続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。諸報告、4月12日、木曜日に瑞穂町役場で開催された「西多摩農業委員会連合会総会」に事務局長が出席しました。4月24日、月曜日にあきる野市役所別館で開催されました「あきる野市農業振興会総会」に私が出席いたしました。諸報告は以上です。本日の署名委員は山崎委員と大福委員になります。よろしく願いします。

(事務局長) はい。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしく願いいたします。

(議長) 本日の出席委員は、平野委員と笹本委員より欠席の連絡がございましたので、農業委員12名、推進委員5名の合計17名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは、第1号報告についてですが、本件につきましては、4月1日付けの職員の人事異動に伴うものでございます。それでは、事務局より説明願います。

(事務局次長) はい。それでは1ページ目をご覧ください。第1号報告、職員の解任及び任命について。令和5年4月1日付で下記職員を解任及び任命したので報告する。令和5年4月25日提出、あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

記、解任、事務局、宮崎亮佑、事務局、田野倉健。任命、事務局、山本典孝、事務局、門脇徹。それでは、4月から農業委員会事務局に任命された2名から、一言ご挨拶させていただきます。

(事務局・自己紹介) **省略**

(事務局次長) 以上2名、今後ともよろしく願いいたします。また本来であれば、異動した2名からも一言ご挨拶いただくところではございますが、業務の都合上、報告のみとさせていただきます。以上でございます。

(議長) ありがとうございます。よろしく願いいたします。それでは議事に入ります。第1号

議案、収受5については、ご本人をお呼びしている案件となりますので、そちらから先に審議いたします。それでは、第1号議案、収受5について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書2ページ目をご覧ください。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和5年4月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

議案書は3ページ目になります。

(第1号議案・収受5 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受5について、担当の小川委員、説明願います。

(小川委員) はい。4月19日に事務局と小田川委員で現地を視察いたしました。地図は9ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

畑についてはノラボウ、ニンジン、タマネギ、ジャガイモ、若干の花も植わっておりまして、本人の話によると自家消費ということで、すごくよく作っておりました。この場所は10年以上前、20年近く前から仮登記されている土地ということです。本人が今日は見えているということで、これから本人に詳しく伺ってもよろしいですけれども、これから先も同じように作るということと、近くに実家があるようでして、徒歩でも農作業に通えると本人が話しておりました。説明は以上です。

(議長) ただいま、事務局と小川委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(嶋崎委員) ちょっと教えてください。仮登記ってということは、要するに自分の土地になるのですか？

(事務局次長) 事前にお互いの売買とか契約は済んでいるのですが、権利移動はできていない状態になっている形になります。農地法で5,000㎡ないと取得ができなかったもので、ずっとそのまままきでしまっていて、ここで面積要件が廃止されたので申請ということになったんだと思います。

(嶋崎委員) 自分のものにはできないですよね？

(事務局次長) 所有権移転はできません。

(嶋崎委員) 仮登記をされたのは、今回の改正をある程度見越してたのでしょうか？

(事務局次長) いや、かなり、10年以上前なので。

(嶋崎委員) 10年以上なら、そんなことはないですよね。

(嶋崎委員) 仮登記でも何でも登記するってことは所有権が・・・？

(事務局次長) 農業委員会の許可が下りない限り所有権移転はできません。なので、法律上は全然この方のものにはなってないです。

(嶋崎委員) ですよね。

(議長) 本当は本登記したいんですけど、登記所へ出すのに住所証明書と相手方の権利書と相手方の印鑑証明とこちらの必要書類、その中に3条の許可書が入る。これが揃わないと本登記できないんです。それで待っていたら偶然4月からできるようになって、多分偶然なんだと思います。

(事務局長) そうだと思います。

(議長) それでこの機会にやっってしまうってことなのではないかと・・・この後、本人が来るのでまた、いらっしゃったらお願いします。他にご質問ございますか？

(田中克博委員) あの、150日以上耕作をしていることが条件ですか？

(事務局長) それと、あとは周りの方との協調、あと借りたり買ったりした畑は全部耕作しなければいけないという、これはもともとあったものですが、さらに5,000㎡という面積要件があったのですが、それだけ撤廃されて、残りは今まで通りという形になります。なので3つの条件をクリアしてしまえば、基本的には、法律上はできます。

(田中克博委員) その、150日農作業をしているということは、書面の中にあるのですか？

(事務局) 申請書の方に何日以上農作業をしているという、ご本人からいただいているのですが、ただそれを作業日誌とかをつけて証明するような形は取っていないので、あくまでもご本人の申告というところです。

(事務局長) あとは、これから自分の土地になったら150日以上やりますよ、と言われてしまえば・・・

(田中克博委員)・・・ということですよ？

(事務局長) そういう話なんですよ。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・ご本人をお呼びしてよろしいでしょうか？では、またご本人がいらっしゃったら、ご質問いただきたいと思います。では、お願いします。

(〇〇氏 入室)

(議長) 本日はお忙しい中ご足労いただきありがとうございます。早速ですが、自己紹介とこれからの計画、また抱負等ありましたら、説明をお願いいたします。

(〇〇氏) はじめまして。名前は〇〇〇〇と言います。去年まであきる野市の●●に住んでおりました、親もまだ●●に住んでおります。ちょっと事情がありまして、一昨年●●の方に引っ越しをしております。今、家庭菜園的なところで、少し作物を作らせていただく真似事をさせてもらっていますけれども、なかなか、今まで主にやっていた親も高齢になったものですから、自分が少し手伝いながらということで、やらせていただいています。今、作らせてもらっている物はジャガイモ、ネギ、サツマ、親が昔からちょっとスイカをやっていたのですが、なかなかうまくいかなかったりしていますが、スイカも一部やらせていただいています。そんな形で今、仮登記をつけさせていただいている小さな畑で耕作しているというところです。

(議長) ありがとうございます。ご本人の説明が終わりました。何か質問はございますか。

(山崎委員) こちらの方、仮登記されているということだったのですが、何年頃に仮登記されたのでしょうか？

(〇〇氏) 今から、15、16年ぐらい経つんじゃないかと思います。

(山崎委員) その時、この農地をどのようにしようとか、考えはあったものなんですか？

(〇〇氏) 親が田舎の出身なものですから、畑で自分で作って育ててみたいということがあって、そんなに大きな所は求められないものですから、たまたま知り合いの人から声をかけていただいて、元々の所有者の人は●●●の人なんですけれども、なかなかその所だけに来るのは大変なものだからということで、それでせつかくの機会だからということで、移転ができない

ということは知っていたのですが、仮登記をつけておけばいいんじゃないの？という感じでやらせていただきました。

(山崎委員) ありがとうございます。

(議長) 他にご質問ございますか？

(宮崎委員) あの、自営業ということですが、どんなお仕事をされているのですか？

(〇〇氏) 若干ではあるのですが、貸家とかがあったりするので、それで収入を得ていたりとかしています。

(議長) 他にご質問ございますか？

(橋本委員) 今日はどうもご苦労様です。ご自宅で使うということなのですが、自家消費がメインで、あと他には何か考えていることはございますか？

(〇〇氏) いや、特に、作って自分とか家族でというような形の消費で、そんなにたくさんはできないので、特に考えてないんですけど。

(橋本委員) はい。分かりました。

(議長) 他にご質問は？

(小川委員) 小川です。先日はどうも忙しいところを見せていただいてありがとうございます。

家庭菜園としてはすごく立派な作物ができていて、今後ともぜひ引き続いて頑張ってもらいたい、そういう気がします。

(〇〇氏) ありがとうございます。

(議長) 他にご質問ございますか？

(田中克博委員) 田中と申します。

(〇〇氏) お願いします。

(田中克博委員) あの、今、畑をやっているのは、ご両親・・・？

(〇〇氏) 親がもう●●ぐらいになっておりまして、なかなか今後できなくなってきているので、僕も教えてもらいながらというか、そういうような形でやらせてもらっているというか、手伝いのところでという感じですかね。

(田中克博委員) そうすると、今、一人で？〇〇さんが一人でやっているという形ですか？

(〇〇氏) 一人ではないです。その、僕もあまり詳しくはないので、教えてもらいながら、ということなので。

(田中克博委員) ああ、誰かに教えてもらいながら？

(〇〇氏) 教えてもらいながらやるしかできないので。

(田中克博委員) 畑ですので、今、一般の農家というか、農家も後の代に畑というものは引き継いでいくものなんですけど、その辺ですね、次の世代とか、やっぱり畑って誰か見ていないと、もう随分長いことやっているから草がすぐ生えて来ちゃったりするじゃないですか。そういうところの、後、誰か継ぐとか、どのように考えていらっしゃいますか？

(〇〇氏) あの、これはなかなか難しい問題だと思うのですが、子供は男の子が2人いるのですが、それを無理矢理やれよって言うわけにもなかなか・・・サラリーマンとかになってくるとできないのかなとか思いますけれども、それについては今、下の子供と一緒に手伝ってくれたりすることもあるので、上の子供は都内の方に行ってしまうという形になっているんですけども、下の

子がまだ手伝ってくれたりするので、育ててというのか、好きになってくれればいいなという感じはしていますけれども、あとは背中見てやってってもらえないかなと思っていますね。
(田中克博委員) 分かりました。私もこの畑のすぐ近くに自分の畑がありまして、非常にあの辺重たい土で、粘土質でやりにくい部分あると思うのですが、一生懸命よろしく願いいたします。
(〇〇氏) お願いします。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？では、ぜひ頑張ってやっていただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

(〇〇氏) どうもありがとうございました。すみません。貴重な時間をありがとうございました。

(〇〇氏 退室)

(議長) 他にご質問ございますか？

(本郷委員) 今までですと、この、新たに農地を求める方については、農業を生業というんですか、業としてやっていくんだよ、という方を認めてきたと思うのですが、おそらくこの●●●㎡では、業としては成り立たないですよ？そういった場合どうなのかと、ちょっと疑問に残るところではあるんですよ。

(事務局長) 国の方が下限面積っていうので、今までは農家しか買えなかったり、相続でしかできなかったものを、もう誰でも、農地を保全するためなら誰でもできる人がやっていきましょう、という方針に切り替わったらしいんです。

(本郷委員) 認めていこうと。意欲のある方については認めていこうと。

(事務局長) そうです。やれる人がやっていきましょうという、国の方針になります。

(本郷委員) 分かりました。

(議長) あの、戦争に負けて自作農創設特別措置法ができて、その中で農地解放をやったんですけども、今おっしゃったように、生活できなきゃしょうがない。それで確か取得する面積を全国的には5,000㎡ですか？

(事務局長) 基準は5,000㎡なんですけど、大体3,000㎡とか・・・

(議長) それで5,000㎡なら農業として成り立って生活できるだろうということで、地方によっては条例で3,000㎡でもいいとなったんですが、国としてはもう腰砕けになっていまして、農家に任せてたら遊休地ばかり増えちゃってどうするんだっていうことが、東京の方の会議に出ているとそういう意見が出まして、もう、苦し紛れでしょうかね。やる気があるという気持ちだけの人でもいいから、きれいにやってくださいと。これからは面積じゃなくて、とにかくやりたい人お願いしますと。農家としても段々逆にやりづらくなって・・・その辺がジレンマなんですけど。ご心配はよく分かります。他にご質問は？

(山崎委員) 今回の審議ということじゃなくて、これから先いろんなケースが出てくるのかなと思っ
いてね。今、どなたか質問したんですけど、継続性の問題のことも今ちょっと出たんですけど、今回とりあえず審議するに当たって、そこまでの考え方ではなくて、当人がどう考えているかということに絞ってやるしかないのかなという気持ちがするのですが・・・。その辺のいわゆる審議の基準というのではないですけど、これから先々いろいろ出てくると思うので、それらを少しずつまとめながら進めていくしかないのかなと思うのですが、継続性というのは、どうなんですかね。ちょっと市の方に聞きたいんですけど。考慮すべきものなのか、とりあえず

3年ぐらいとにかく続けばとかね。

(事務局長) 非常に難しいところなんですけど、本来ですと取得した方は息子さんなり、代々農地は守られていくという法律で今までできていたのですが、この撤廃がされるということはやれる方は買って、本人ができなくなって、家族がやらなくなれば、また今度次の人という、国の考え方はそう動き始めているのかなという……。その辺が私達も、誰でも自由に買われてとなるのも非常に困ることなので、なかなか法律上難しいんですけど……

(山崎委員) 難しいよね。基準もなかなかないような感じなので、かなり迷うところだよな。

(議長) だから、かえって、遊休地をなくそうと思うのが、その今おっしゃった継続性で、逆に遊休地がまた増えて、放置された土地が増える恐れもありますよね。

(山崎委員) そうですね。

(議長) それ確かに継続性で、次に誰か見てくれる人はいるのですか？というのは大変重要な事だと思います。

(山崎委員) はっきりと、確かにあの方の言ってる通りだと思うんですよ。息子がいると言っても、なかなかそうはいかないし。

(事務局) 一応、申請の際には必ず、後継者についてはご確認をするようにさせていただいております。

(山崎委員) あ、そうなんですか。

(事務局) 口頭での聞き取りにはなるのですが、例えば息子さんであったりとか、今後その農地を使っただけの方というところでは、申請の際にはご確認を取らせていただいております。

(山崎委員) でも、現実には、今の方は何かしら書いたかも知れないけど、答えるには難しい問題ですねと言ってるんだから。聞いた話かも知れないですよ。すみません。ちょっといろいろ意見です。

(議長) 他にご質問ございますか？

(嶋崎委員) 私もちっと疑問に感じるのは、要は農地は放置されても転用は難しいですよ？今言ったようなことで、この先その辺のブレーキってないんでしょうか？例えば今の方みたいに、後は無理ですよ、と言ってますよね？確かに。そしたらその農地どうなんですか？という話になってきちゃう。例えば畑の真ん中にちょっと資材置場作って……そんな変なことになっていく可能性が……。考えられるような気がしますね。ですから農業委員会そのものの力がきちんとあればね、いいんだけど、なかなか難しいところですよ。ブレーキかけられないですもんね、現実には。

(議長) 農業委員会がしっかりしないとね。ただ、国の方から頭を下げられてしまったらおしまいなんですけど……。もう被せられないですよ？例えば、1,000㎡以下は……

(事務局長) いや、法律上もう撤廃されたので。

(議長) もう絶対被せられないですよ……。他はよろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、収受5について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、収受167に

ついて、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書2ページ目をご覧ください。

(第1号議案・収受167 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受167について、担当の唐澤委員、説明願います。

(唐澤委員) はい。収受167の報告をさせていただきます。4月19日、現地調査に松村委員と事務局1名と私の3人で行ってまいりました。案内図は7ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現地はきれいに耕耘されていました。別の日に見掛けたら、マルチが6本敷かれ、トウモロコシの種まきの準備のようでした。借受人の〇〇〇さんは家族経営で、ファーマーズセンターの会員でもあり、特に問題はないと思いますが、審議の程よろしく願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と唐澤委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、収受167について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、収受4について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第1号議案・収受4 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受4について、担当の唐澤委員、説明願います。

(唐澤委員) はい。収受4の報告をさせていただきます。同じく19日、現地調査に3人で行ってまいりました。案内図は8ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現地はジャガイモが3列作付けされていて、マルチが2本敷かれ、夏野菜、キュウリ、ナスなどを植えるのではないかと思います。畑の方はきれいに草もなく、作付けされていました。譲受人の〇〇さんは平成27年に仮登記をなさっているそうです。以上です。

(議長) ただいま、事務局と唐澤委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?

(小川委員) 審議的には、この当該現地在草があんまりなくて、きれいになっているということを審議すればいいというイメージでしょうか?

(事務局長) そうですね。この方がちゃんときれいに耕作をやれているかどうかという判断で・・・

それぐらいしか基準がない。あと、本人が150日以上やっていると言われてしまうと・・・

(栗原委員) 畑がきれいかどうかの継続的な判断をするだけですよね。この時点では。

(事務局長) 畑に異常がないかどうか。

(大福委員) あの、この件でご本人をお呼びしていないのは、先ほどの件との違いは何でしょうか?

(事務局長) 今まで3条は、住所が市外と市内で、呼ぶ、呼ばないを分けていまして・・・

(議長) 市内の人は呼ばなかったんです。

(事務局長) それで、事前に農業委員さんに会ってもらったり、聞いたりしてもらったりして、総会で説明していただく形にしていたのですが、先ほども言ったとおり、皆さん多分農家さんだったら知ってらっしゃると思うのですが、0㎡からの取得の方だと農業委員さんも多分知らないと思うんですよね。その場合・・・

(大福委員) 実際、0㎡だとここで初めて所有して、ここで初めて農業者になるということだと思うんですけど、全く我々と言いますか、誰も知らない状態で・・・

(事務局長) そこで、全員呼ぼうかという話にもなったんですけど、そこを皆さんと一緒に後で決めたいなと思ったんですよね。新規で0㎡の場合は全員呼んで、ここで宣言してもらおうという形の方がいいのか・・・

(議長) 全然分からないですよ、この方。

(本郷委員) あの、私、たまたまこの隣の畑を所有しているんですよ。それで、良くこの方は承知しているんですけど、1年に300日以上は来ていますね。大変一生懸命やられています。

(事務局長) 本郷委員のように、この方を知っていれば、総会に呼ばなくても、そういう情報をここで説明していただければ議事もスムーズにいけるんですけど、その辺の区別が非常に難しく、今かなり苦労しているところがあります。

(事務局) またちょっと全協の方でもお話をご提案させていただこうかと思っていたのですが、0㎡から買われる方は現地調査の方に立ち会っていただいて、0㎡から、かつ市外の方ということであれば、総会にお呼びするというような一定の基準を、次回の全協までには書面でお作りしてお渡しできるように、今、書類を整えさせていただいているので、また全協で少しご提案させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

(議長) 他にご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、收受4について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、收受8について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書3ページ目をご覧ください。

(第1号議案・收受8 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、收受8について、担当の山崎委員、説明願います。

(山崎委員) はい。收受8について、報告をします。4月19日に栗原委員と事務局と私の3人で現地調査を行っております。地図は10ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現地ですけれども、こちら4筆が一体となっておりまして、ちょうど畑の間、隣接した所に空き家がございます、この空き家も持ち主が農地の所有者と同じということで、この空き家も含めて農地と一緒に購入するということだそうです。現状ですけれども、全体が短い草に覆われております。ただ場所的には南向きの緩やかな斜面ということで日当たりがすごく良く、見に行った日も晴れていましたから、すごく日当たりが良い所だなという感じでした。譲受人は

ご主人と一緒に●●の方でカフェ、喫茶店をやっております。店で使うハーブ類であるとか、サラダ用の薬物、こういった物を中心に栽培したいという考えのようです。畑は2人でやるのですが、主にご主人の方がやられると。ご主人は●●の農家の生まれということで、小さい頃から畑の方も手伝っているというようなことで、畑にはなじんでいるということだそうです。空き家も買って、住まいに隣接するような農地なので、しっかり管理されるだろうと考えております。以上、よろしくご審議お願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と山崎委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・こちらも0㎡からの方ですが、あくまでも農地としてやってもらうということですよ？

(事務局長) そうですね。

(議長) お店の駐車場とかには・・・

(事務局長) お店はまた別の所で・・・

(山崎委員) お店は●●なんですよ。

(議長) 地図には畑に隣接してお店のような印がありますが？

(山崎委員) 隣に全然別の方がやっている喫茶店があるんです。

(議長) ああ、そういうことですか。分かりました。他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、収受8について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書4ページ目をご覧ください。第2号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和5年4月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の小田川委員、説明願います。

(小田川委員) はい。それでは11ページをご覧ください。4月19日に小川委員、事務局1名、3人で現地を見てまいりました。

(現地案内図 説明)

〇〇〇〇番については、ネギ、タマネギ、ジャガイモ、ノラボウ、エンドウ等が作付けされておりまして、また空いている部分についても、耕耘がされておりました。特に問題ないかと思っております。

(議長) ただいま、事務局と小田川委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明する

ことに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第2号議案・番号2 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号2について、担当の小田川委員、説明願います。

(小田川委員) はい。それでは、また11ページをご覧ください。やはり19日に小川委員、事務局1名、3名で現地に行っていました。

(現地案内図 説明)

〇〇〇番ですが、状況はまずワラビが4分の1ぐらいですかね、植えてあります。それから4分の1ぐらいはうなっております。それから菊と他一種類ぐらい花が植えてあります。それから梅の木が1本と桜がありまして、その下にはフキが植わってございました。特に問題ないかと思っております。

(議長) ただいま、事務局と小田川委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号3について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第2号議案・番号3 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号3について、担当の小田川委員、説明願います。

(小田川委員) はい。やはり11ページをお願いします。先ほどと大体近くにあるのですが、やはり19日に小川委員、事務局1名、計3名で現場を見てまいりました。〇〇〇〇-〇については、スナップエンドウの他に菊等の花が4種類ぐらい、きれいに作付けされてございました。それから△△△△については、やはり菊の他、数種類の花が植えられておりまして、その他にジャガイモ、シソ、タマネギ等が植え付けされております。きれいに管理されている所です。問題ないかと思っております。

(議長) ただいま、事務局と小田川委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたし

ます。続きまして、第3号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書5ページ目をご覧ください。第3号議案、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画については、次のとおり決定する。令和5年4月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第3号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の松村委員、説明願います。

(松村委員) はい。去る4月19日に唐澤委員と事務局1名、計3名で現地を見てまいりました。地図は7ページをお願いします。

(現地案内図 説明)

ここにはハウスが2棟建っていて、中がちょっと見えないのですが、資材置場等になっているようです。本人に確認しようと思ったのですが、ちょっと会えなくて、申し訳ないです。以上です。

(議長) ただいま、事務局と松村委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第3号議案・番号2 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号2について、担当の大福委員、説明願います。

(大福委員) はい。4月21日に橋本委員と事務局2名とともに現地調査に伺いました。場所については、地図の12ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

3筆一体となった土地でして、現況としてはトラクターでちょうど全体的に耕耘された直後でした。何が作付けされていたのか分からないぐらいきれいになっていたのですが、少し残渣から見ますとネギボウズが見られましたので、ネギが作付けされていたんだと思われます。借受人の〇〇さんなのですが、若く、精力的に畑の作業をされている方ですので、今後の作付けについても特に問題はないかと思えます。一応付け加えるなら畑と歩道との間の境界部分について、少し雑草が伸びておりましたので、その点については歩道から土が道路に流れないようにということと、多少端の部分できれいに耕耘できないのかなと思ったのですが、雑草の管理については事務局の方から少しご本人に言っていただければなと思いました。以上でございます。

ご審議の程よろしく願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と大福委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございます

か？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、第4号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書6ページ目をご覧ください。第4号議案、旧農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定に基づく、農用地利用集積計画の承認について。旧農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定に基づく、農用地利用集積計画については、次のとおり承認する。令和5年4月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第4号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の松村委員、説明願います。

(松村委員) はい。同じく4月19日に唐澤委員と事務局1名、計3名で現地を見てまいりました。地図は13ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

ここはもう何年も何も作ってなくて草畑だったのですが、ハンマーモアで草を刈って、トラクターを2回程かけて、きれいになったと思ったら、ゴミがだいぶ捨てられていて、そのゴミを除いてから耕耘をしているようでした。作付けするには、まだもう何回か耕耘が必要ではないかと思えます。以上です。

(議長) ただいま、事務局と松村委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(小川委員) 今、松村さんが言ったように、だいぶ大変な土地だと思うのですが、雑草がたくさん生えなければいいなという気はします。

(事務局) 今まだ△△△さんの元で研修中ですので、指導も受けながら機械等も借りて、うまく整地していけるかと思えます。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、旧農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定に基づく、農用地利用集積計画について、承認することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、報告事項に移ります。専決の報告について、事務局より報告願います。

(事務局) はい。それでは、お手元の令和5年あきる野市農業委員会4月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

(専決報告 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。なお、次回の総会ですが、5月25日、木曜日、午後1時30分より、あきる野市役所本庁舎

5階、503会議室で行う予定です。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後4時23分